

感染症法改正に伴う商品改定について【新種保険】(2021年3月改定)

2021年2月の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、感染症法)」の改正(※)に伴い、以下の商品改定を実施します。

(※) 感染症法における新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の分類が「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されました。

①改定内容

「感染症」を補償対象としている商品について、感染症法の改正後も、引き続き新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を補償対象とします。(詳細は後記(1)から(3)まで)

②対象契約

下記(1)から(3)までの「対象特約」がセットされている2021年2月13日時点の有効契約および同日以降の保険始期契約

(注) 下記「対象特約」がセットされていない契約は、今までどおり新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は補償されません。

③商品改定に伴う追加保険料

追加保険料のお支払いは不要です。

(1) 休業損害・利益減少を補償する保険の改定

■対象商品と改定内容

各商品の改定内容詳細については、「約款の変更点」欄の始期をクリックしてください。

商品	対象特約(※1)	約款の変更点
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、店舗賠償責任保険	食中毒・特定感染症利益補償特約	2013年10月以降始期

(※1) 2021年2月13日に遡及して対象特約を改定します。

■感染症を補償する対象特約について、補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症 (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※2)を含む) ⑤新感染症	感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※2) ⑤指定感染症 ⑥新感染症

(※2) 感染症法第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り。

(2) 労働災害を補償する保険の改定

■対象商品と改定内容

各商品の改定内容詳細については、「約款の変更点」欄の始期をクリックしてください。

商品	対象特約	約款の変更点
タフビズ業務災害補償保険	特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約(※1)	2021年3月以前始期(※2) 2021年4月以降始期
	特定感染症対応費用補償(事業者費用補償特約用)特約(※3)	2021年4月以降始期

(※1) ご契約者さまが災害補償規程等を定めている場合は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が補償対象外の場合、補償対象となるように災害補償規程等の変更が必要となります。詳細は代理店・扱者または当社までご照会ください。

(※2) 2021年2月13日に遡及して対象特約を改定します。

(※3) 2021年4月以降始期契約から販売しています。

■感染症を補償する対象特約について、補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(※4) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※5)を含む)	感染症法第6条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※5) ⑤指定感染症(※4)

(※4) 一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り(2021年3月時点で該当する感染症はございません)。

(※5) 感染症法第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限り(2021年3月時点で該当する感染症はございません)。

(3) その他の費用を補償する保険の改定

■対象商品と改定内容

各商品の改定内容詳細については、「約款の変更点」欄の始期をクリックしてください。

商品	対象特約(※1)	約款の変更点
介護保険・社会福祉事業者総合保険	感染症見舞金補償費用補償特約(※2)	2017年4月以降始期
	緊急費用補償特約	2019年4月以降始期
約定履行費用保険	感染症見舞金補償保険特約(NPO用)(※2)	2013年10月以降始期
生産物賠償責任保険、旅館賠償責任保険、店舗賠償責任保険	新型コロナウイルス等対応費用補償特約	2020年10月以降始期

(※1) 2021年2月13日に遡及して対象特約を改定します。

(※2) ご契約者さまの定める災害補償規程等で、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が補償対象外の場合、補償対象となるように災害補償規程等の変更が必要となります。詳細は代理店・扱者または当社までご照会ください。

■緊急費用補償特約について、補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
感染症法第 6 条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(※3) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※4)を含む)	感染症法第 6 条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※4) ⑤指定感染症(※3)

(※3) 一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り(2021年3月時点で該当する感染症はございません)。

(※4) 感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り。

■感染症見舞金補償費用補償特約、感染症見舞金補償保険特約(NPO用)について、補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
感染症法第 6 条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④指定感染症(※5) (新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※6)を含む) ⑤特約別表に記載の感染症	感染症法第 6 条に規定する次のいずれかの感染症 ①一類感染症 ②二類感染症 ③三類感染症 ④ 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※6) ⑤指定感染症(※5) ⑥特約別表に記載の感染症

(※5) 一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り(2021年3月時点で該当する感染症はございません)。

(※6) 感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り。

■新型コロナウイルス等対応費用補償特約について、補償対象とする感染症は以下のとおりとします。

改定前	改定後
①新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和 2 年政令第 11 号)に規定する新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※7) ②感染症法第 6 条に規定する指定感染症	感染症法第 6 条に規定する次のいずれかの感染症 ① 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)(※7) ②指定感染症

(※7) 感染症法第 6 条第 7 項第 3 号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り)であるものに限り。

新型コロナウイルス感染症を補償する主な商品等は、当社公式ホームページの「新型コロナウイルス感染症に対する主な商品の取扱いについて」でご確認ください。

以上

改定前	改定後	解説
<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>第2条（保険金を支払う場合） 当社は、次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p>② 施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）に規定する<u>1類感染症、2類感染症、3類感染症、指定感染症および新感染症</u>（以下「特定感染症」といいます。）の発生。ただし、感染症法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p>③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>第2条（保険金を支払う場合） 当社は、次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）により、保険証券記載の被保険者の営業（以下「営業」といいます。）が休止または阻害されたために生じた損失（喪失利益および収益減少防止費用をいいます。以下同様とします。）に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>① 保険証券記載の被保険者の営業施設（以下「施設」といいます。）における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生。ただし、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき所轄保健所長に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p>② 施設における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）<u>第6条</u>に規定する<u>次のいずれかの感染症（以下「特定感染症」といいます。）</u>の発生。ただし、感染症法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限ります。</p> <p><u>ア. 一類感染症</u> <u>イ. 二類感染症</u> <u>ウ. 三類感染症</u> <u>エ. 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（注）であるものに限ります。）</u> <u>オ. 指定感染症</u> <u>カ. 新感染症</u></p> <p>③ 施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p><u>（注）ベータコロナウイルス属のコロナウイルスとは、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。</u></p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p style="text-align: center;">＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定感染症から分類が変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をお支払いの対象とする感染症に追加します。 上記に伴い、本特約における補償対象となる感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。

※ 食中毒・特定感染症利益補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

改定前		改定後		解説																
<p>第1条（用語の説明） この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">用語</th> <th style="width: 90%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約第1条（用語の説明）の「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限ります。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>		用語	説明	<中略>		と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約第1条（用語の説明）の「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限ります。</p>	<以下略>		<p>第1条（用語の説明） この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">用語</th> <th style="width: 90%;">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><中略></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">と 特定感染症</td> <td> <p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</u></p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><以下略></td> </tr> </tbody> </table>		用語	説明	<中略>		と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</u></p>	<以下略>		<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> 2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 上記に伴い、本特約における特定感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>
用語	説明																			
<中略>																				
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（業務災害補償保険用）</p> <p>この保険契約については、特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約第1条（用語の説明）の「特定感染症」を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限ります。</p>																			
<以下略>																				
用語	説明																			
<中略>																				
と 特定感染症	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① 一類感染症 ② 二類感染症 ③ 三類感染症 ④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u> ⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限ります。）であるものに限ります。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。</u></p>																			
<以下略>																				

※ 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約（2021年3月以前始期）の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

タフビズ業務災害補償保険 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約（2021年4月以降始期）

[戻る](#)

改定前		改定後		解説												
<p>第1条（用語の説明） この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。 (50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中略＞</td> </tr> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>		用語	説明	＜中略＞		と 特定感染症	<p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p>	<p>第1条（用語の説明） この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。 (50音順)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中略＞</td> </tr> <tr> <td>と 特定感染症</td> <td> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p>（注1）<u>新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p>（注2）<u>指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合</u>に限りします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>		用語	説明	＜中略＞		と 特定感染症	<p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p>（注1）<u>新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p>（注2）<u>指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合</u>に限りします。</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年4月以降始期契約に付帯する本特約については、指定感染症から分類が変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 上記に伴い、本特約における特定感染症とは、左記改定後のとおりとなります。
用語	説明															
＜中略＞																
と 特定感染症	<p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p>															
用語	説明															
＜中略＞																
と 特定感染症	<p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p>（注1）<u>新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p>（注2）<u>指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合</u>に限りします。</p>															

※ 特定感染症危険「後遺障害補償保険金、入院補償保険金および通院補償保険金」補償特約（2021年4月以降始期）の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

タフビズ業務災害補償保険 特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約

[戻る](#)

改定前		改定後		解説												
<p>第1条（用語の説明）</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中略＞</td> </tr> <tr> <td>と</td> <td> <p>特定感染症</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>		用語	説明	＜中略＞		と	<p>特定感染症</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p>	<p>第1条（用語の説明）</p> <p>この特約において使用される用語の説明は、業務災害補償保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。</p> <p style="text-align: right;">（50音順）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜中略＞</td> </tr> <tr> <td>と</td> <td> <p>特定感染症</p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>		用語	説明	＜中略＞		と	<p>特定感染症</p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。</u></p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年4月以降始期契約に付帯する本特約については、指定感染症から分類が変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を特定感染症の定義に追加します。 上記に伴い、本特約における特定感染症とは、左記改定後のとおりとなります。
用語	説明															
＜中略＞																
と	<p>特定感染症</p> <p>次のいずれかの感染症をいいます。</p> <p>① <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症</u></p> <p>② <u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第8項に規定する指定感染症（注）</u></p> <p>（注）指定感染症は、一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限りします。</p>															
用語	説明															
＜中略＞																
と	<p>特定感染症</p> <p><u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。</u></p> <p>① 一類感染症</p> <p>② 二類感染症</p> <p>③ 三類感染症</p> <p>④ <u>新型コロナウイルス感染症（注1）</u></p> <p>⑤ <u>指定感染症（注2）</u></p> <p><u>（注1）新型コロナウイルス感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りします。）であるものに限りします。</u></p> <p><u>（注2）指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限りします。</u></p>															

※ 特定感染症対応費用補償（事業者費用補償特約用）特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

改定前	改定後	解説
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、本条（2）の①から③については次の①から③のいずれかに該当する事由が発生したことにより、また本条（2）の④および⑤については次の④の事由が発生したことにより、被保険者が緊急措置費用を負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、ます。</p> <p>① 所轄保健所長に届出のあった、施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、<u>二類感染症</u>および三類感染症が施設で発生</p> <p>③ 上記①および②の発生または汚染の疑いがある場合において、保健所その他の公的機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施</p> <p>④ 行政による災害における避難指示（緊急）の発令</p> <hr/> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（緊急費用補償特約用）</p> <hr/> <p>第1条（特約の読替規定）</p> <p>この保険契約については、緊急費用補償特約の第1条（保険金を支払う場合）（1）の規定を次のとおり読み替えて適用します。</p> <p>「（1）当社は、本条（2）の①から③については次の①から③のいずれかに該当する事由が発生したことにより、また本条（2）の④および⑤については次の④の事由が発生したことにより、被保険者が緊急措置費用を負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、ます。</p> <p>① 所轄保健所長に届出のあった、施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症および指定感染症（一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限り、ます。）が施設で発生</p> <p>③ 上記①および②の発生または汚染の疑いがある場合において、保健所その他の公的機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施</p> <p>④ 行政による災害における避難指示（緊急）の発令」</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p> <hr/> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>（4）本条（2）の④において、緊急避難場所とは、施設の入居者等を一時的に避難させるために利用する他の避難施設（市町村が指定した避難施設、</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>（1）当社は、本条（2）の①から③については次の①から③のいずれかに該当する事由が発生したことにより、また本条（2）の④および⑤については次の④の事由が発生したことにより、被保険者が緊急措置費用を負担したことによる損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。ただし、当社の同意を得て支出した費用に限り、ます。</p> <p>① 所轄保健所長に届出のあった、施設における食中毒の発生または施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生</p> <p>② 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）<u>第6条</u>に規定する<u>次のいずれかの感染症</u>が施設で発生</p> <p><u>ア. 一類感染症</u></p> <p><u>イ. 二類感染症</u></p> <p><u>ウ. 三類感染症</u></p> <p><u>エ. 新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（注）であるものに限り、ます。以下同様とします。）</u></p> <p><u>オ. 指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り、ます。）</u></p> <p>③ 上記①および②の発生または汚染の疑いがある場合において、保健所その他の公的機関による施設の消毒、隔離その他の措置の実施</p> <p>④ 行政による災害における避難指示（緊急）の発令</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>（4）本条（2）の④において、緊急避難場所とは、施設の入居者等を一時的に避難させるために利用する他の避難施設（市町村が指定した避難施設、</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約（緊急費用補償特約用）の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をお支払いの対象とする感染症に追加します。 ・上記に伴い、本特約における補償対象となる感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約（緊急費用補償特約用）を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>

改定前	改定後	解説
<p>本条（１）の④の事由が発生していない被保険者の施設または第三者の施設等をいいます。）をいいます。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第３条（保険金を支払わない場合）</p> <p>当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（緊急費用補償特約用）</p> <p style="text-align: center;">＜省略＞</p> <p>第２条（待期間）</p> <p>当社は、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和２年政令第１１号）第１条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。）については、この保険契約の始期日（緊急費用補償特約が保険契約の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。）からその日を含めて１０日以内に発病した感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>① 継続契約（当社との間で締結した、緊急費用補償特約を付帯した保険契約の保険期間終了日を保険期間の開始日とし、保険証券の記名被保険者欄に記載された者を同一とする保険契約をいいます。ただし、保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日を保険期間終了日とします。）</p> <p>② 令和２年５月１１日以前に締結された初年度契約（緊急費用補償特約が付帯された当社との保険契約（同特約が途中で付帯された場合を含みます。）であって、継続契約以外の保険契約をいいます。）</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>本条（１）の④の事由が発生していない被保険者の施設または第三者の施設等をいいます。）をいいます。</p> <p><u>（注）ベータコロナウイルス属のコロナウイルスとは、令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りです。</u></p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p>第３条（保険金を支払わない場合）</p> <p>当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第２条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失</p> <p>② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額については除きます。</p> <p><u>③ この保険契約の始期日（この特約が保険契約の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。）からその日を含めて１０日以内に発病した新型コロナウイルス感染症による損害。ただし、この保険契約が継続契約（当社との間で締結した、この特約を付帯した保険契約の保険期間終了日を保険期間の開始日とし、記名被保険者を同一とする保険契約をいいます。ただし、保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日を保険期間終了日とします。）である場合を除きます。</u></p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	

※ 緊急費用補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

改定前	改定後	解説
<p style="text-align: center;">改定前 <省略></p> <p>第2条（保険金を支払う場合） (1) 当社は、補償対象者が、業務先において業務を行った際に特定感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院または通院したこと（以下「事故」といいます。）に対し、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (2) 本条（1）の特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する <u>1類感染症、2類感染症、3類感染症および別表記載の感染症</u>をいいます。</p> <hr/> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約（感染症見舞金補償費用補償特約用）</p> <p>第1条（特約の読替規定） この保険契約については、感染症見舞金補償費用補償特約の第2条（保険金を支払う場合）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。「本条（1）の特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症（一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限り。）および別表記載の感染症をいいます。」</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第4条（保険金を支払わない場合） 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額</p>	<p style="text-align: center;">改定後 <省略></p> <p>第2条（保険金を支払う場合） (1) 当社は、補償対象者が、業務先において業務を行った際に特定感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院または通院したこと（以下「事故」といいます。）に対し、被保険者が災害見舞金規定等に基づき補償対象者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害に対して、保険金を支払います。 (2) 本条（1）の特定感染症とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号） <u>第6条</u>に規定する <u>次のいずれかの感染症</u>をいいます。 ① <u>一類感染症</u> ② <u>二類感染症</u> ③ <u>三類感染症</u> ④ <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（注）であるものに限り。以下同様とします。）</u> ⑤ <u>指定感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。）</u> ⑥ <u>別表記載の感染症</u> （注）ベータコロナウイルス属のコロナウイルスとは、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>第4条（保険金を支払わない場合） 当社は、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第2条（保険金を支払わない場合）に規定する損害のほか、次のいずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ① 保険契約者もしくは被保険者（保険契約者または被保険者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失 ② 被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合においては、その者（その者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。）またはその者の法定代理人の故意または重大な過失。ただし、他の者が受け取るべき金額</p>	<p style="text-align: center;">解説</p> <p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約（感染症見舞金補償費用補償特約用）の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をお支払いの対象とする感染症に追加します。 ・上記に伴い、本特約における補償対象となる感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約（感染症見舞金補償費用補償特約用）を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>

改定前	改定後	解説
<p>については除きます。</p> <p>③ 業務に起因しない罹患</p> <p>④ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する特定感染症に該当しない感染症による損害</p> <p>⑤ 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>⑥ 感染の可能性が高いことを記名被保険者が知っていた(知っていたと合理的に判断できる場合を含みます。)場合で、事前に感染予防の処置をしなかったことに起因する損害</p> <p>⑦ 特定感染症に罹患したことに起因する損害賠償責任を負担することによる損害</p> <hr/> <p>指定感染症追加補償特約(感染症見舞金補償費用補償特約用) <中略></p> <p>第2条(待期間)</p> <p>当社は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)については、この保険契約の始期日(感染症見舞金補償費用補償特約が保険契約の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。)からその日を含めて10日以内に発病した感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>① 継続契約</p> <p>② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約(感染症見舞金補償費用補償特約が付帯された当社との保険契約(同特約が途中で付帯された場合を含みます。)であって、継続契約以外の保険契約をいいます。)</p> <p><以下略></p> <hr/> <p><中略></p> <p>別表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>後天性免疫不全症候群、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、疥癬、アメーバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症</p> </div>	<p>については除きます。</p> <p>③ 業務に起因しない罹患</p> <p>④ 第2条(保険金を支払う場合)に規定する特定感染症に該当しない感染症による損害</p> <p>⑤ 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <p>⑥ 感染の可能性が高いことを記名被保険者が知っていた(知っていたと合理的に判断できる場合を含みます。)場合で、事前に感染予防の処置をしなかったことに起因する損害</p> <p>⑦ 特定感染症に罹患したことに起因する損害賠償責任を負担することによる損害</p> <p><u>⑧ この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に発病した新型コロナウイルス感染症による損害。ただし、この保険契約が継続契約(当社との間で締結した、この特約を付帯した保険契約の保険期間終了日を保険期間の開始日とし、保険証券の記名被保険者欄に記載された者を同一とする保険契約をいいます。ただし、保険契約が終了日前に解約または解除されていた場合には、その解約または解除の日を保険期間終了日とします。)である場合を除きます。</u></p> <p><中略></p> <p>別表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>後天性免疫不全症候群、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、疥癬、アメーバ赤痢、エキノコックス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症</p> </div>	

※ 感染症見舞金補償費用補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

約定履行費用保険 感染症見舞金補償保険特約（NPO用）

[戻る](#)

改定前	改定後	解説
<p>第1条（用語の定義） この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 <中略></p> <p>第2条（偶然な事由の定義） <中略></p> <p>（2）本条（1）の一定の事故に遭うとは、被保険者の構成員が団体活動先においてサービスを実施した際に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の適用を受ける一類感染症、二類感染症、三類感染症または別表に記載の感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院もしくは通院することをいいます。</p> <p style="text-align: center;">----- 指定感染症追加補償特約（NPO用） -----</p> <p>第1条（特約の読替規定） この保険契約については、感染症見舞金補償保険特約（NPO用）（以下「感染症特約（NPO用）」といいます。）第2条（偶然な事由の定義）（2）の規定を次のとおり読み替えて適用します。 「（2）本条（1）の一定の事故に遭うとは、被保険者の構成員が団体活動先においてサービスを実施した際に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の適用を受ける一類感染症、二類感染症、三類感染症、指定感染症（一類感染症、二類感染症および三類感染症と同程度の措置を講ずる必要がある感染症に限り。）または別表に記載の感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院もしくは通院することをいいます。」 <以下略></p> <p style="text-align: center;">----- <中略> -----</p> <p>第4条（保険金を支払わない場合） 当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）のほか、次の</p>	<p>第1条（用語の定義） この特約において使用される次の用語は、それぞれ次の定義によります。 <中略></p> <p><u>⑤ 新型コロナウイルス感染症</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）であるものに限り。</p> <p><u>⑥ 指定感染症</u> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限り。</p> <p>第2条（偶然な事由の定義） <中略></p> <p>（2）本条（1）の一定の事故に遭うとは、被保険者の構成員が団体活動先においてサービスを実施した際に、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の適用を受ける一類感染症、二類感染症、三類感染症、<u>新型コロナウイルス感染症、指定感染症</u>または別表に記載の感染症に罹患し、その直接の結果として死亡し葬祭が行われることまたは治療のために入院もしくは通院することをいいます。 <中略></p> <p>第4条（保険金を支払わない場合） 当社は、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合）のほか、次の</p>	<p><概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年5月に新設した、対象特約に自動セットされる指定感染症追加補償特約（NPO用）の内容を対象特約に取り込むとともに、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と指定感染症を「用語の定義」に追加します。 ・上記に伴い、本特約における特定感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 ・対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。 <p>※指定感染症追加補償特約（NPO用）を対象特約に取り込むため、自動セットされていた同特約について、改定後はセットされません。</p>

改定前	改定後	解説		
<p>いずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 団体活動に起因しない罹患 ② 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害</p> <hr/> <p style="text-align: center;">指定感染症追加補償特約 (NPO 用) <省略></p> <p>第2条 (待期間)</p> <p>当社は、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいいます。)については、この保険契約の始期日(感染症特約(NPO用)が保険契約の途中で付帯された場合は、同特約が付帯された日とします。)からその日を含めて10日以内に発病した感染症による損害に対しては、保険金を支払いません。ただし、この保険契約が次のいずれかに該当する場合を除きます。</p> <p>① 継続契約 ② 令和2年5月11日以前に締結された初年度契約(感染症特約(NPO用)が付帯された当社との保険契約(同特約が途中で付帯された場合を含みます。)であって、継続契約以外の保険契約をいいます。)</p> <p style="text-align: center;"><以下略></p> <hr/> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="141 1145 898 1434"> <tr> <td>後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症</td> </tr> </table>	後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症	<p>いずれかに該当する損害または事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。</p> <p>① 団体活動に起因しない罹患 ② 約定に基づく金銭等の支払の不履行による損害賠償責任を負担することによって被る損害 ③ <u>この保険契約の始期日からその日を含めて10日以内に発病した新型コロナウイルス感染症による損害。ただし、この保険契約が継続契約(注)である場合を除きます。</u></p> <p><u>(注) 普通保険約款および感染症見舞金補償保険特約(NPO用)に基づく当社との保険契約(以下「感染症見舞金補償保険契約(NPO用)」といいます。)の保険期間の終了日(その感染症見舞金補償保険契約(NPO用)が終了日前に解約または解除されていた場合にはその解約または解除の日とします。)を保険期間の開始日とし、被保険者を同一とする感染症見舞金補償保険契約(NPO用)をいいます。</u></p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1003 1145 1760 1434"> <tr> <td>後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症</td> </tr> </table>	後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症	
後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症				
後天性免疫不全症候群(HIV)、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA)、疥癬、アメーバ赤痢、エキノкокクス症、黄熱、オウム病、回帰熱、急性ウイルス性肝炎、Q熱、狂犬病、クリプトスポリジウム症、クロイツフェルト・ヤコブ病、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、コクシジオイデス症、ジアルジア症、腎症候性出血熱、髄膜炎菌性髄膜炎、先天性風しん症候群、炭疽、つつが虫病、デング熱、日本紅斑熱、日本脳炎、乳児ボツリヌス症、梅毒、破傷風、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、発しんチフス、マラリア、ライム病、レジオネラ症				

※ 感染症見舞金補償保険特約(NPO用)の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。

改定前	改定後	解説
<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>当社は、保険期間中に次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者がその事故に対応するための費用（以下「新型コロナウイルス等対応費用」といいます。）を負担することにより被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>① 保険証券記載の営業施設（以下「施設」といいます。）における<u>新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）に規定する新型コロナウイルス感染症または</u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）に規定する指定感染症の発生。ただし、感染症法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限りま</p> <p>② 施設が上記①に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>第1条（保険金を支払う場合）</p> <p>当社は、保険期間中に次のいずれかに該当する事故（以下「事故」といいます。）が発生した場合において、被保険者がその事故に対応するための費用（以下「新型コロナウイルス等対応費用」といいます。）を負担することにより被る損害に対して、この特約に従い、保険金を支払います。</p> <p>① 保険証券記載の営業施設（以下「施設」といいます。）における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下「感染症法」といいます。）<u>第6条に規定する次のいずれかの</u>感染症の発生。ただし、感染症法の規定に基づき都道府県知事に医師から届出のあったものに限りま</p> <p style="text-align: center;"><u>ア. <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定するものをいい、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（注）であるものに限りま</u></u></p> <p style="text-align: center;"><u>イ. <u>指定感染症</u></u></p> <p>② 施設が上記①に規定する感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒、隔離その他の処置</p> <p style="text-align: center;"><u>（注）<u>ベータコロナウイルス属のコロナウイルスとは、令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま</u></u></p> <p style="text-align: center;">＜以下略＞</p>	<p>＜概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定感染症から分類が変更された新型コロナウイルス感染症（COVID-19）をお支払いの対象とする感染症に追加します。 上記に伴い、本特約における補償対象となる感染症とは、左記改定後のとおりとなります。 対象特約がセットされている2021年2月13日以降有効な契約に改定した内容が適用されます。

※ 新型コロナウイルス等対応費用補償特約の内容は、お手元の約款集等でご確認ください。